

5 生衛第900号
令和5年11月1日

一般社団法人愛知県食品衛生協会会長様

愛知県保健医療局長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(通知)

このことについて、令和5年10月18日付け健生発1018第5号で厚生労働省健康・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員に周知してください。

担当 生活衛生部生活衛生課
食の安全・安心グループ
電話 052-954-6297 (ダイヤルイン)
FAX 052-954-6921
電子メール eisei@pref.aichi.lg.jp



<p>○厚生労働省告示第1196号 食品衛生法(昭和二十二年法律第160号)第111条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第1196号)の一部を次の表のように改正する。ただし、この告示の日から起算して6ヶ月を経過する日以後に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によるものとする。 令和五年十月一八日</p>	<p>(略) (別紙) ②～⑥ (略) 8～12 (略) B～D (略)</p>	<p>(略) (別紙) ②～⑥ (略) 8～12 (略) B～D (略)</p>	<p>(略) (別紙) ②～⑥ (略) 8～12 (略) B～D (略)</p>
	<p>第一 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水</p>	<p>第一 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水</p>	<p>第一 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水</p>
<p>1 清涼飲料水の成分規格 1.1 (略)</p>	<p>改 正 部</p>	<p>改 正 部</p>	<p>改 正 部</p>
	<p>(傍線部分は改正部分)</p>		

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。)のうち殺菌又は除菌を行わないもの
2. 次の表の第1欄に掲げる項目につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	0.01mg／1以下であること。
鉛	0.05mg／1以下であること。

(略)

(略)

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの
- 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	0.01mg／1以下であること。
鉛	0.05mg／1以下であること。

(略)

(略)

3. (略)
2～4 (略)

3. (略)
2～4 (略)

(略)

(略)

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。)のうち殺菌又は除菌を行わないもの
2. 次の表の第1欄に掲げる項目につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	0.05mg／1以下であること。
鉛	0.05mg／1以下であること。

(略)

(略)

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの
- 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	0.05mg／1以下であること。
鉛	0.05mg／1以下であること。

(略)

(略)

(略)

○厚生労働省告示第1百九十一号
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二四二号)第三十一条の二の二十一第一項の規定に基づき、医療用、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定め、指定する医療機器(平成十七年厚生労働省告示第二百一十一号)の一部を次の表のよろと改正する。
厚生労働大臣 武児 敏三
(傍線部分は改正部分)

別表第11

前	正	後
別表第11	期	準
准	医療機器の名称 既存品との互換性を評 価すべき医療機器並びに 他の基準	既存品との互換性を評 価すべき医療機器並びに 他の基準

別表第1

前	正	後
准	医療機器の名称 既存品との互換性を評 価すべき医療機器並びに 他の基準	既存品との互換性を評 価すべき医療機器並びに 他の基準
一へく	(略)	(略)

健生発1018第5号
令和5年10月18日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第291号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

清涼飲料水の規格基準については、告示において定められているところ、これまで水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づいて定められた水質基準やCodex委員会等により策定された国際基準との整合性を踏まえ、内閣府食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を得た物質から、順次、規格基準の見直しを行ってきた。

今般、内閣府食品安全委員会において、清涼飲料水中の鉛について食品健康影響評価が行われたことから、その結果等を踏まえ、清涼飲料水の規格基準を改正する。

第2 改正の内容

- 1 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの」の鉛の基準値について、次表のとおり改正する。



物質名	改正後	改正前
鉛	0.01mg/l 以下であること。	0.05mg/l 以下であること。

2 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の鉛の基準値について、次表のとおり改正する。

物質名	改正後	改正前
鉛	0.01mg/l 以下であること。	0.05mg/l 以下であること。

第3 経過措置

告示の日から起算して6月を経過する日以前に製造・輸入された清涼飲料水を加工・使用・調理・保存・販売する場合に限り、なお従前の例によることができることとする経過措置を設ける。